家電リサイクル法

（特定家庭用機器再商品化法）

今年４月１日から冷凍庫も対象品目に

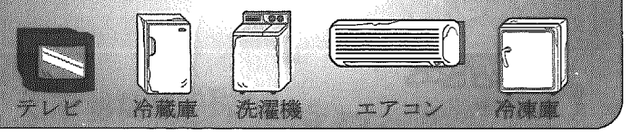

平成13年4月から施行された家電リサイクル法に基づき、リサイクルが義務付けられている「テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン」の4品目に加えて、平成16年4月1日より、家庭用電気冷凍庫（ホームフリーザーや冷凍ストッカーなど）も対象品目になります。

現在は、冷凍庫（冷凍室付冷蔵庫を除く）を粗大ごみとして回収していますが、**町では回収できなくなります。**排出者には、リサイクルが義務付けられ、リサイクル料金を負担して処理していただくことになりますので、ご協力をお願いします。

3月25日に冷凍庫を特別収集

4月1日から冷凍庫のリサイクルが義務付けられることに伴い、3月25日㈭に粗大ごみとして特別収集します。

希望者は、3月15日㈪までに、役場町民生活課（☎385－2111）へお申し込みください。

対象品目の処分方法

①販売店に引き取ってもらう

「過去に購入した販売店」や「買い替え時の販売店」で引き取ってもらいます。それ以外でも引き取っている販売店もありますので、販売店にご相談ください。

②製造業者指定の引取り場所に直接持ち込む

製造業者（メーカー）ごとに引取り場所が指定されています。その場合は、製造業者、品目別に発表されているリサイクル料金を、予め郵便局で振込みをする必要があります。

各料金については、製造業者又は家電リサイクル券センター（☎0120－319640）へお問い合わせください。

③収集運搬許可業者にお願いする

指定された引取り場所へ運ぶための許可を受けている業者をご紹介しますので、町民生活課（☎385－2111）にご相談ください。

ごみの不法投棄は重大犯罪！

近年、大量生産・大量廃棄社会から、循環型社会への移行の時代を迎えています。それによりごみの有料化、資源化など様々な取り組みがなされています。

それと平行して、ごみの不法投棄も増加の一途をたどっています。

家電リサイクル法対象品目だけでも、全国で15万台余り（平成14年度）が不法投棄されています。これらの処分には、莫大な公費（税金）がかかっています。

廃棄物の不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、違反者には5年以下の懲役又は一千万円以下の罰金に処せられる重大な犯罪行為です。

不法投棄は絶対やめましょう！

不法投棄は犯罪です

1月資源ごみ収集実績

空きびん	5.5 t
空き缶	3.5 t
古紙	29.1 t
ペットボトル（拠点回収分）	1.0 t
プラ製容器包装（1月業者引渡分）	6.5 t
合計	45.6 t

～お知らせ～

廃棄物処理の手数料が4月1日より変わります

亀田焼却場に直接ごみを持ち込む場合の手数料が、４月１日㈭から以下のとおり変わりますのでお知らせします。

種別	現在の料金	4月1日からの料金
し尿以外の一般廃棄物 （ただし、亀田焼却場で処理できるものに限る）	10kgまで ごとに 100円	10kgまで ごとに 120円

※町の収集日（ごみ集積所）に出しているごみについては、料金はかかりません。

住所を変更するときは、必ず届出をして下さい！

住所を変更する届出は、居住関係の証明、選挙人名簿の登録、学校の転入学、国民健康保険・国民年金の資格や給付、印鑑の登録と証明など、日常生活と密接な関係があります。大切な手続きですので、住所を変更する際は、早めに手続きを行って下さい。

各地で不正な住民異動届による財産侵害事件が頻発しています。このことから、窓口で身分確認を求める場合があります。代理人による届出の場合は、委任状と印鑑を忘れずに持参して下さい。

なお、65歳以上の方、もしくは40歳以上の方で介護保険の被保険者証をお持ちの方は、転出・転居の際には提出をお願いします。

種類		期間	届出人	国民健康保険証	国民年金手帳	転出証明書	介護保険証
転入届	横越町に引越してきたとき	引越してきてから14日以内	本人または世帯主		◎	◎	
転出届	横越町外に住所を移すとき	転出する日まで		◎	◎		◎
転居届	横越町内で住所を移すとき	変更した日から14日以内		◎	◎		◎
世帯主変更届	転出・転居・死亡などで世帯主の変更が生じたとき	変更した日から14日以内		◎	◎		

◎印は、届出の際に持参して下さい。

届出は14日以内にお願いします

◆届出が必要な事項◆

	こんなときには届出を	持参するもの
国保に入るとき	他市町村から転入してきたとき	転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	健康保険をやめた証明書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳
国保をやめるとき	他市町村へ転出したとき	保険証
	他の健康保険に加入したとき	国保と健康保険の保険証
	生活保護を受けるとき	保険証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	保険証
その他のとき	退職者医療制度に該当したとき	保険証、年金証書
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証
	保険証をなくしたとき、汚れて使えなくなったとき	使えなくなった保険証、身分を証明するもの
	修学のため、子どもが他市区町村に住むとき	保険証、在学証明書
	修学を終えたとき	保険証、㊐保険証
	出かせぎなどで別個の保険証が必要なとき	保険証

異動の際は忘れずに届出を ～国民健康保険～

卒業、入学、就職、転勤と異動の多い季節となりました。

そこで忘れてはならないのが保険証の確認です。

左表のような異動が生じたときは、14日以内に町民生活課で手続きをして下さい。

国民健康保険について不明な点などがありましたら、町民生活課国民健康保険係へお気軽にお問い合わせ下さい。

☎385－2111㈹

交通事故にあったら届出をして下さい

交通事故など第三者から傷害を受けて医療機関にかかる場合、保険証を使って診察を受けるときは、町民生活課に届出をして下さい。

▼注意

①加害者から治療費を受け取っていれば、国民健康保険は使えません。

②「第三者行為による傷病届」を提出して下さい。用紙は役場にあります。

③印鑑・交通事故証明書が必要です。